

医療施設、介護施設、障害福祉サービス施設の清掃等を受託している
会員企業代表者の皆さんは、この通知に注意をしてください。

令和2年9月9日

会員企業 代表者 各位

神奈川県ビルメンテナンス協会
会長 鈴木 武

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業について
(情報提供)

日頃から当協会の運営にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業については、医療機関等に
に従事する者に対して国が慰労金を支給するものですが、全国協会及び全国政治連盟のご
尽力によりその給付対象者に院内清掃業務等の外部委託業者の従事者も含まれることと
なっています。

8月20日付で神奈川県がホームページに当該事業を実施する旨の通知を別添のとおり
掲載しましたのでお知らせいたします。

当該事業は2020年7月20日づけの全国協会からの情報提供通知に記載のとおり、対
象施設である医療施設、介護施設、障害福祉サービス施設において、令和2年6月30日
までに10日間以上働いていた人(一日の勤務時間は問わず)が慰労金の交付対象になりま
すが、神奈川県への慰労金の交付申請主体は原則、従業員が勤務した医療施設等になりま
す。既に、対象医療機関等から会員企業側にアプローチしてきているという情報も聞いて
おります。しかし、未だ当該事業の実施を認識していない医療機関等もあると考えられま
すので、その場合には、神奈川県ホームページに掲載されました資料等を活用し、清
掃業務等を受託した医療機関等に確認するなどして、貴社の事業対象従事者全ての皆さんが
慰労金の給付を受けられますよう取り組んでいただきたくお願いいたします。

重ねて申し上げますが、慰労金交付事業は、新型コロナウイルス感染症患者受け入れ医
療機関において、働く医療従事者等(清掃受託企業の従事者を含む)に対する国の慰労金
です。慰労金の交付申請は患者受け入れ医療施設、介護施設、障害福祉施設が行いますの
で、当該医療施設等から清掃業務等の委託先ビルメンテナンス事業者側に当該申請にかか
る問い合わせや調整等の働きかけがあって、これに対してビルメンテナンス事業者の方
からその働きかけに対して応えていくという形の全体スキームになっています。そのため、
医療施設等が事業実施を認識し、清掃事業者に対して交付申請に関する働きかけがあれば
問題ありませんが、認識しないままに処理されていく場合も想定されますので、そういう
場合には、ビルメンテナンス事業者側から医療施設等に対して、申請に関する確認という

医療施設、介護施設、障害福祉サービス施設の清掃等を受託している
会員企業代表者の皆さんは、この通知に注意をしてください。

行動をとっていただき、申請手続きにおいて清掃事業者従事者が漏れてしまうということが無いよう取り組んでいただきますようお願いいたします。

添付書類

- 1 神奈川県の実施通知(令和2年8月20日ホームページ掲載資料)
- 2 公益社団法人全国ビルメンテナンス協通知(2020年7月20日)
- 3 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業のご案内
(病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所等の管理者あてパンフレット(チラシ))
- 4 医療施設向け Q&A
- 5 介護サービス事業者・施設あてパンフレット(チラシ)
- 6 介護施設向け Q&A
- 7 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(障害福祉サービス等分)
パンフレット(チラシ)
- 8 障害福祉サービス等施設向け Q&A

※ 上記の添付書類は、協会ホームページへ掲載しておりますのでご確認願います

協会ホームページ <http://www.kanagawa-bma.or.jp/>

↓

トピックス

↓

お知らせ

2020.09.08 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業
関係資料

問い合わせ先

(一社)神奈川県ビルメンテナンス協会

常務理事 北村 俊夫

045-641-2802

(公社)全国ビルメンテナンス協会

総務課 関内 健治

03-3805-7560